

「施工者と契約した第三者による品質証明業務」への参加希望・変更・辞退について

関東地方整備局では、「施工者と契約した第三者による品質証明業務」（以下、品質証明業務）を試行しています。品質証明業務を行う品質証明者の参加登録等は以下のとおりです。

I. 新たに業務を行う意向のある企業

下記により、別紙1「「施工者と契約した第三者による品質証明業務」への参加について」等を提出してください。年度途中の参加も受理いたします。品質証明者として疑義がある場合は、個別に連絡いたします。

なお、参加企業については、関東地方整備局HPに社名を公表します。登録期間は1年間（年度毎。年度途中参加は年度末迄）とし、以降の年度については自動更新といたします。

1. 資格及び実務経験

- 品質証明者は、次の資格及び実務経験を有するものとする。

資格：下記の①～⑤のいずれかの資格

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設部門）又は建設部門）
- ② 一級土木施工管理技士
- ③ 土木学会（特別上級、上級又は1級）技術者
- ④ 公共工事品質確保技術者（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）
- ⑤ RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（※2）

（※1）「発注者が認めた同等の資格を有する者」とは、中部地方整備局及び中部地区の県政令市からなる「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）1種

（※2）「RCCMと同等の能力を有する者」とは、RCCM試験に合格しているが、転職等により登録ができない立場にいる者

- 実務経験：技術者経験が10年以上であり、かつ、下記の①～③のいずれかの経験を有すること。

- ① 国土交通省発注工事の監理技術者又は主任技術者
- ② 国土交通省発注工事の現場技術業務の現場技術員（ただし、内業は除く）
- ③ 国土交通省発注工事の総括監督員、主任監督員又は技術検査官

2. 提出書類

- ①別紙1「「施工者と契約した第三者による品質証明業務」への参加について」
- ②別紙2「品質証明者リスト」（※登録する品質証明者全員のリスト）
- ③登録者の資格者証（写し） ※忘れずに送付をお願いします。

Ⅱ. 既に、品質証明者を登録している企業（令和7年度以降の対応）

1. 登録された品質証明者の情報等の変更

登録された品質証明者の情報等に変更が生じた場合、または、新たに、品質証明者を登録する場合は、その都度、別紙3「「施工者と契約した第三者による品質証明業務」の登録変更について」及び、別紙2「品質証明者リスト」の更新を行い、備考欄に、変更理由を簡潔に記載し提出してください。

2. 既登録の辞退

既に、品質証明者を登録している企業として、諸事情により次年度参加・登録を辞退する場合は、毎年2月28日までに別紙4により報告願います。

3. 提出書類

・登録内容を変更する場合

①別紙3「「施工者と契約した第三者による品質証明業務」の登録変更について」

②別紙2「品質証明者リスト」（※登録する品質証明者全員のリスト）

・次年度参加登録を辞退する場合

③別紙4「「施工者と契約した第三者による品質証明業務」への参加辞退について」

Ⅲ. 書類提出及び問い合わせ先

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

関東地方整備局 企画部 技術管理課 検査係

電話：048（601）3151（代表）（内線：3343）